

◎新潟県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合の定款の変更を令和6年2月6日認可した。

令和6年2月16日

新潟県新発田地域振興局長